

総社市給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第4号

総社市給水条例施行規程の一部を改正する規程

総社市給水条例施行規程（平成17年総社市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
<p>(連合使用者の料金)</p> <p>第9条 条例第27条第5号の規定により許可を得た者(以下「連合使用者」という。)の料金は、次の各号により算定した基本料金と給水料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給水料金 <u>次に掲げるメーター口径の区分により算定する。ただし、条例第27条第9号の規定により、基本水量及び基本料金を2分の1にした場合における連合使用者の給水料金については、給水料金の欄中「8m³」とあるのは「4m³」と読み替えて算定する。</u></p>		<p>(連合使用者の料金)</p> <p>第9条 条例第27条第5号の規定により許可を得た者(以下「連合使用者」という。)の料金は、次の各号により算定した基本料金と給水料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。<u>この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給水料金 <u>次の表中の水量に世帯数を乗じて得た水量から算定する。</u></p>	
メーター口径	給水料金(1月) (1m ³ 当たり)	メーター口径	給水料金(1月) (1m ³ 当たり)
13mm	8m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超過する水量から適用 160円	13mm	10m ³ を超え60m ³ までの水量 130円 60m ³ を超える水量 143円
20mm			
25mm			
40mm	160円	40mm	50m ³ までの水量 130円 50m ³ を超える水量 143円
50mm			
75mm			

改正後		改正前	
100mm		100mm	
150mm		150mm	
2～4 略		2～4 略	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の総社市給水条例施行規程第9条の規定は、令和2年10月以後の月分の連合使用者の料金について適用し、同月前の月分の連合使用者の料金については、なお従前の例による。